

小郡市こども家庭支援センターについて



小郡市子ども・健康部

子育て支援課

2024年6月26日

1

なぜ、こども家庭センターが必要に？

令和4年6月8日成立 児童福祉法等の一部を改正する法律

令和6年4月1日施行 こども家庭センター設置（努力義務）

令和5年4月1日 こども家庭庁設置・こども基本法施行

令和5年12月 こども大綱策定

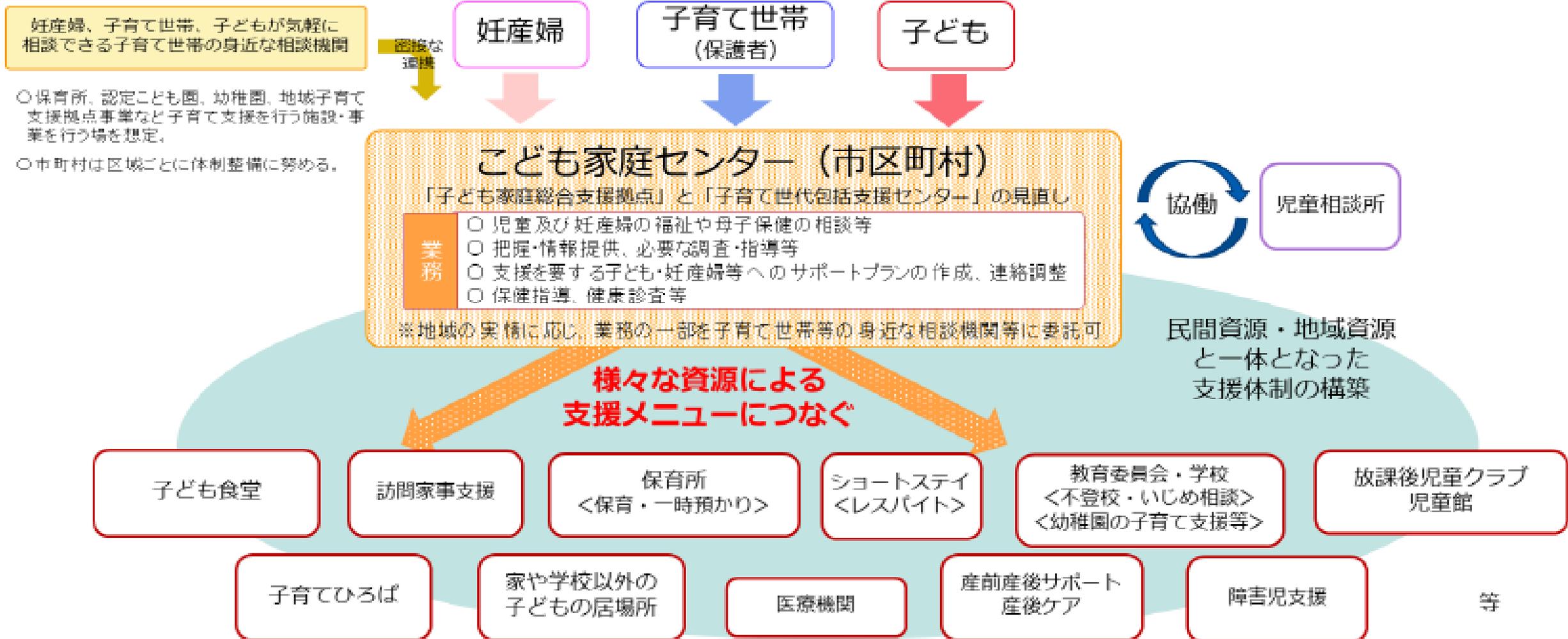
子どもの権利が
守られていない

- 虐待による重篤な死亡事例が後を絶たない。
- 令和2年度児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超える
（令和4年度速報値では21万9千件に）
- 保護者、家庭を取り巻く環境の厳しさ
（子育てを行っている母親のうち約6割が孤立、各種子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていない）

小郡市家庭児童相談室	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	1,387	2,170	2,341	2,652	3,574
児童虐待（子の人数）	46	86	95	106	124

相談機能の一体化（こども家庭センター）

「児童福祉」・「母子保健」の両機能が連携・協働をし、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行う機能が「こども家庭センター」です。



令和6年7月1日 こども家庭支援センターを本格始動

総合福祉センターあすてらす

母子保健と
一体型に

こども家庭支援課

こども家庭係(児童福祉)

- ・ 家庭児童相談
- ・ 要保護児童地域対策協議会
- ・ 児童虐待防止
- ・ 地域子育て支援拠点
- ・ 児童発達支援
- ・ ひとり親支援 etc

おやこ保健係(母子保健)

- ・ 妊婦健診
- ・ 乳幼児健診
- ・ 母子保健
- ・ 育児発育相談
- etc

ワンストップの
相談支援窓口

事務所併設

保育所幼稚園課

- ・ 保育所入所相談及び決定
- ・ 保育所・幼稚園運営支援
- ・ 待機児童対策
- ・ 保育士確保
- ・ 保育士の質の向上 etc

こども広場 食育カフェ

こどもを連れて
気軽に集える場

子ども育成課

- ・ 子ども医療費
- ・ 児童手当
- ・ (特別) 児童扶養手当
- ・ ひとり親医療費
- ・ 放課後児童クラブ
(学童保育)
- ・ 青少年教育 etc

あすてらすへ
移転

こども家庭支援センターの重点課題

① 児童虐待の対応

令和4年度小郡市の家庭児童相談室の相談件数

- ・ 相談対応件数 3, 574件 (H30年度の2.6倍)
- ・ 児童虐待 (子の人数) 124人 (H30年度の2.7倍)

② 発達障害の対応

令和4年度小郡市の障害児施設給付費の受給者証の発行件数
(障害福祉サービスの支給決定人数)

- ・ 障がい児計画相談支援 411人 (H30年度の1.9倍)
- ・ 児童発達支援 128人 (H30年度の1.8倍)
- ・ 放課後デイサービス 274人 (H30年度の2.1倍)

小郡市の児童発達支援体制

妊娠	出産	乳児期				幼児期				児童期		
		0	1	2	3	4	5	6	7~12	12~15	15~18	

●母子健康手帳交付 ・スクリーニングシートによる要フォロー者抽出

●乳幼児家庭全戸訪問

●育児発達相談(0~就学前)・9か月乳児相談

●乳幼児健診(4か月・10か月健診)保健師面談

●乳幼児健診(1歳6か月健診)保健師面談

●乳幼児健診(3歳1か月健診)保健師面談

・巡回相談事業【わ・Wa・わ】

子育て相談
⇒きらきら教室
【こぐま福祉会・
蒲池病院】

保育所・幼稚園

・巡回相談事業【わ・Wa・わ】

・小郡幼稚園巡回相談事業

【こぐま福祉会】

夏季就学相談

小学校就学时健康診断

・就学相談

幼児ことばの教室

小学校・中学校

・教育相談

・通級指導教室・特別支援学級

(特別支援学校)

つどいの広場(子育て支援センター)

・発達相談【こぐま福祉会】

新設

あすてらす ・発達相談【こぐま福祉会】

児童発達支援

放課後等デイサービス

地域の社会資源と連携した児童発達支援の取り組み

巡回相談事業

保育所・幼稚園巡回 月10日

3歳1か月健診巡回 健診時

「気になる」段階から支援を行うための体制整備を図るため、発達障害に知識を有する専門員が施設等を巡回し、子どもの特性に応じた対応の助言等の支援を、施設職員や保護者に対し行います。

●**児童発達支援施設 わ・Wa・わの作業療法士等が専門スタッフとして参画**

きらきら教室（おやこあそび教室）
[月4回 あすてらす検診室]

健診時に発達面でフォローが必要と思われる子や育児不安の強い保護者などに対して案内。親子のふれあいあそび等を通して子どもの成長・発達を促します。

●**こぐま福祉会の保育士、蒲池病院の公認心理士等が専門スタッフとして参画**

つどいの広場 発達相談事業
[月1回 ひまわり館東野]

就学前の乳幼児と、その保護者を対象とし、親子が安心して過ごせる交流の場として開設しています。

親子で楽しめるイベントを開催するとともに子育て相談を行っています。

●**こぐま福祉会相談支援専門員（社会福祉士）**

令和6年度の新たな取り組み

こどもの発達相談

子育てをするうえで気になることや心配なことはありませんか？

落ち着きがない

視線が合わない

会話が一方通行

かんしゃくがひどい

こだわりが強い

集団が苦手
ひとりで遊ぶのが好き

お子さんについて、早い段階で正しく理解し、適切な対応をすることで、お子さんの成長を助け、生活上の困り感を減らすことができます。

★お子さんが持つたくさんの可能性を伸ばすため、まずは相談してみませんか？公認心理師などの専門相談員がご相談をお受けします。

●日程：令和6年 毎月 第4木曜日
6月27日(木)・7月25日(木)・8月22日(木)・9月26日(木)
10月24日(木)・11月28日(木)・12月26日(木)・
1月23日(木)・2月27日(木)・3月27日(木)

●時間：①13:10～ ②14:10～ ③15:10～
●場所：小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」 子育て支援課
●対象：小郡市内在住で小学3年生までの子どもとその保護者
(お子さんと一緒においでください)
●申込み：事前予約が必要です。
こども家庭支援センター ☎0942-72-6666 (内線713)
にお電話ください。

子育て支援情報の発信
(公式LINEセグメント配信)

児童虐待等への対応

- ・マネジメント会議による関係課・関係機関との連携した対応
- ・家庭相談員の増員 3名→4名

発達障害への対応

- ・公認心理師等専門相談員によるこどもの発達相談窓口をあすてらすに設置 (月1回)
- ・発達障害についての周知・啓発の取り組み (児童発達支援センターと連携した保護者学習の機会の設定)

就園しておらずどこにもつながっていない子どもへの対応

- ・親子で気軽に立ち寄れる遊びの場の設定 (あすてらすにこども広場整備)
- ・親子で参加できるイベント設定
- ・地域資源の開拓によるこどもの居場所づくり

◆令和6年7月28日 あすてらすリニューアル(お披露目)

